

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第2号

平成27年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年2月2日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成27年2月9日（月） 午後3時00分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成27年2月9日

○現在議員12名で次のとおり

1番	柏	木	惠	子
2番	桐	生	政	広
3番	望	月	清	義
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	中	田	眞	司
7番	林		政	男
8番	湯	淺	祐	徳
9番	福	田		守
10番	平	澤	昭	敏
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

平成27年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成27年2月9日（金曜日）午後3時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第8号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 採決

議案第4号 採決

議案第5号 採決

議案第6号 採決

議案第7号 採決

議案第8号 採決

日程第4 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第8号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の採決
9. 議案第4号の採決
10. 議案第5号の採決
11. 議案第6号の採決
12. 議案第7号の採決
13. 議案第8号の採決
14. 一般質問
15. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	柏	木	恵	子
2番	桐	生	政	広
3番	望	月	清	義
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	中	田	眞	司
7番	林		政	男
8番	湯	淺	祐	徳
9番	福	田		守
10番	平	澤	昭	敏
11番	越	川	廣	司
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員 なし

---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	小	林	雅	美
消 防 長	今	井	定	男
次 長	高	橋	秀	樹
総 務 課 長	豊	田	光	弘
予 防 課 長	石	井	美 智	夫
警 防 課 長	太	田	文	和
指 揮 指 令 課 長	山	本		稔
佐 倉 消 防 署 長	清	宮	光	雄
志 津 消 防 署 長	大	島	立	美
八 街 消 防 署 長	高	山	文	男
酒 々 井 消 防 署 長	岩	瀬	孝	行

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	鈴	木		薫
書		記	深	澤	則	広
書		記	岩	竹	雅	子

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時00分)

○議長（桐生政広） はじめに、佐倉市秘書広報課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は、12名であります。

したがって、平成27年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（桐生政広） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

○消防長（今井定男） それでは、平成26年中の災害活動等の状況につきまして、お手元に配付をさせていただきました行政報告資料により報告をさせていただきます。

はじめに、火災についてですが、資料の1ページの第1表をご覧ください。

下段の合計欄ですが、消防組合の出火件数は119件で前年に対する増減は3件の増加、増減率は2.6%の増加でございました。

続いて、2ページにお進みください。

第2表の構成市町別の出火件数は、佐倉市が56件で8件、12.5%の減少、八街市が54件で13件、31.7%の増加、酒々井町が9件で2件、18.2%の減少でございました。

なお、構成市町別の火災種別ごとの出火件数は、2ページの中段から3ページに記載してございますが、説明は省略をさせていただきます。

続いて、4ページをご覧ください。

2出火率の第3表をご覧ください。出火率とは、人口1万人当たりの出火件数でございますが、組合全体では4.4件で、構成市町別では佐倉市が3.2件、八街市が7.3件、酒々井町が4.2件でございました。

参考までに、平成25年中の全国平均は、3.7件、千葉県平均は、4.0件でございますので、佐倉市が全国及び千葉県平均より低く、八街市が高い傾向にあります。

次に4ページの下段、第4表に記載の焼損棟数につきましては消防組合合計で83棟が焼損し、11棟、15.3%の増加でございました。

続いて5ページの第6表、損害額でございますが、消防組合の合計は1億3,271万8,000円で、前年との増減は4,299万8,000円の減、増減率は24.5%の減少でございました。これは、平成25年中においては

1棟当たりの損害額が大きい火災が数件発生したことによるものでございます。

次に7ページの7表をご覧ください。

火災による死傷者の発生状況でございますが、死者は佐倉市で2人、酒々井町で1人、負傷者は佐倉市で4人、八街市で5人、酒々井町で2人それぞれ発生いたしました。

次に8ページの第8表をご覧ください。

建物用途別の発生状況でございますが、住宅、併用住宅、及び共同住宅を併せますと34件発生しており、これらの占める割合は62.9%でありますので、住宅用火災警報器などの設置促進等の住宅防火対策が更に必要であると考えております。

次に10ページの第11表をご覧ください。

出火原因でございますが、全火災では放火、放火の疑いが26件で、21.9%を占め、次いでたき火が22件で18.5%、火遊びが9件、7.6%となっております。

次に救急業務の実施状況でございますが、11ページの第1表をご覧ください。

出場件数につきましては、組合合計が1万1,595件で対前年との比較では出場件数で44件、増減率0.4%の減少で5年ぶりの減少となりました。

構成市町別では佐倉市が7,093件で11件、0.2%の減少、八街市が3,501件で21件、0.6%の減少、酒々井町が1,001件で12件、1.2%の減少でございました。

次に、12ページの第3表をご覧ください。

事故種別ごとの件数は、急病が7,360件で63.48%を占め、次に一般負傷が1,600件で13.8%、続いて交通事故が1,160件で10%となっております。

なお、事故種別ごとの構成市町別件数は13ページから15ページに記載してございますが、説明は省略をさせていただきます。

続いて、16ページの第7表をご覧ください。

署所別の救急出場件数は八街消防署が2,526件で最も多く、次いで佐倉消防署が1,844件、志津南出張所が1,550件となっております。

なお、佐倉消防署及び八街消防署につきましてはそれぞれ第2救急隊を配備し対応しております。

続いて、18ページの第9表をご覧ください。

傷病程度別搬送人員についてでございますが、同表の下から2段目の合計の欄及び最下段の構成比の欄で重症が1,080人、10.3%、中等症が3,966人、38.1%、軽症が5,227人、50.2%であり、依然として軽症の割合が多く占めており、更なる適正利用に関する広報活動の推進が必要であります。

続いて19ページの第11表をご覧ください。

収容所要時間別搬送人員でございますが、これは覚知から医療機関に収容するまでに要した時間でございますが、20分以上30分未満が996人、9.6%、30分以上60分未満が7,022人、67.4%、60分以上120分未満が2,202人、21.1%でございました。

続いて20ページの第12表をご覧ください。

医療機関収容依頼状況でございますが、依頼回数が3回までの合計件数は1万302件で、構成比合計は88.8%で、10回以上の合計件数は119件で1.3%でございました。

続いて21ページの第13表をご覧ください。

医療機関別搬送人員についてでございますが、管内医療機関では東邦大学医療センター佐倉病院が2,152件で最も多く、次いで聖隷佐倉市民病院が1,277件、佐倉中央病院が1,044件でございました。

また、管外の医療機関では成田赤十字病院が1,261件、日本医科大学千葉北総病院が945件で、その他の医療機関につきましては記載のとおりでございます。

次に23ページの15表をご覧ください。

ドクターヘリの要請状況についてでございますが、現在千葉県では2機のドクターヘリの運用を行っており、千葉県全体の要請件数は1,327件で、この内当消防組合の要請件数は188件でございました。

また、188件のうち184件が北総ドクターヘリであり、4件が君津ドクターヘリでございました。

次に26ページの第1表をご覧ください。

救助出動件数は、134件で対前年比較として25件、15.7%の減少でございました。

27ページの第2表をご覧ください。事故種別では交通事故が35件で26.1%を占めております。

次に28ページをご覧ください。

救急支援出動の状況ですが、救急支援出動とは現場から近い署所の救急車が出動中や、救急隊のみでは救急車内への収容が困難な時などに消防隊と救急隊が同時に出動し、応急処置や安全確保、収容の補助活動を実施しております。

第1-1表の救急支援出動件数でございますが、出動件数は1,198件で構成市町別にみると佐倉市769件、64.2%、八街市が322件、26.9%、酒々井町が105件、8.7%となっております。

次に29ページ第5災害受信状況をご覧ください。

第1表月別災害別119番受信状況でございますが、当消防組合の119番受信件数は1万5,187件で、災害別で見ますと救急が9,664件、火災が117件、救助が69件となっております。

次に30ページの第3表をご覧ください。

ちば消防共同指令センターでの災害受信状況は20万4,611件となっており、当消防組合の受信割合は全体の7.4%となっております。

続きまして31ページをご覧ください。

隣接市町村等の応援・受援出動状況でございますが、災害発生消防本部に出動可能な消防隊または救急隊がない場合に、隣接する消防本部から出動するものとされております。

また、傷病者に救命処置が不可欠であると判断された事案につきましては、管轄する構成市町村等の区域に係わらず、最も早く到着できる救急隊を選別し出動させております。

第5表応援出動の状況でございますが、隣接消防本部への応援出動は9市37件となっております。

第6表の受援出動の状況でございますが、昨年2月10日の大雪により当消防組合管内の出動可能な救急隊が0隊となり、6件の応援を受けております。

また、救命事案による受援は、佐倉市が5件、八街市が6件の合計11件となっております。

次に32ページをご覧ください。

酒々井消防署庁舎耐震改修及び増改築工事の進捗状況でございますが、既存棟の改修工事にあっては約50%が完了しており、増築棟の建設工事は3月末に完了し6月には竣工を予定しております。

次に33ページをご覧ください。

昨年導入いたしました支援車I型の運用状況についてでございますが、管内において大規模災害や特殊災害が発生した場合、現場活動の消防職・団員に対する後方支援体制や、多数傷病者発生時における現場救護所として運用を行っております。

また、緊急消防援助隊及び千葉県消防広域応援隊の後方支援部隊としての運用を行っております。

平成26年3月20日から運用開始後、これまでに後方支援活動4件、訓練及び広報活動等7件、広域応援活動1件に運用をしております。

35ページに進んでいただきまして高度救助隊についてでございますが、救助隊に係る省令の一部改正により、震災等の大規模災害に対応するため中核市及び同等規模の市に高度救助隊を整備するよう定められ、当消防組合では去る平成27年2月1日から運用を開始いたしました。

現在、千葉県内においては千葉市消防局に3隊、船橋市消防局に2隊、柏市、市川市、松戸市、市原市においてそれぞれ1隊が設置されております。

最後に消防団との連携強化でございますが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、地域住民や各種団体との連携、強化が求められている中、構成市町の消防団と連携を強化し更なる消防力の確立を図ってまいります。

以上で行政報告を終わりにさせていただきます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（桐生政広） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号6番、中田眞司議員、議席番号7番、林 政男議員の両名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（桐生政広） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議案第1号から議案第8号の上程、説明

○議長（桐生政広） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第8号までの8件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 藤 和雄 登壇）

○管理者（藤 和雄） 本日ここに平成27年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,720万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,680万8,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、財政調整基金繰入金の増額をいたそうとするものでございます。

歳出の補正は、燃料費、光熱水費及び修繕料の不足により需用費を増額するものでございます。

議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億7,480万5,000円といたそうとするもので、予算の総額は歳入歳出それぞれ前年度に比べ2%、8,820万2,000円の増でございます。

主な事業といたしましては、常備消防費で志津消防署志津南出張所のはしご付消防ポンプ自動車、佐倉消防署神門出張所の高規格救急自動車及び酒々井消防署の消防ポンプ自動車の更新を行うものでございます。

また、庁舎建設費で平成26年度からの継続事業であります酒々井消防署庁舎耐震改修及び増改築工事を行うものでございます。

議案第3号から議案第5号までにつきましては、情報公開審査委員の委嘱についてでございますが、任期満了に伴い、委員の委嘱について議会の同意を求めるものでございます。

議案第6号から議案第8号までにつきましては、個人情報保護委員の委嘱についてでございますが、任期満了に伴い、委員の委嘱について議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ可決くださいますようお願い申

し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長（桐生政広） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 高橋秀樹 登壇）

○次長（高橋秀樹） 消防本部次長の高橋秀樹でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計補正予算についてでございますが、補正予算書の6ページをご覧ください。

2の歳入でございますが、7款1項1目財政調整基金繰入金を1,720万9,000円増額し6,781万5,000円にいたそうとするものでございます。

続きまして、3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費を1,720万9,000円増額いたそうとするものでございます。

内容につきましては説明の欄に記載のとおり、需用費中、燃料費を270万7,000円、光熱水費を1,150万2,000円、修繕料を300万円それぞれ増額いたそうとするものでございます。

続きまして、2ページに戻っていただきまして、第2表継続費補正でございますが、酒々井消防署庁舎耐震改修及び増改築工事監理業務委託の総額を1,057万2,000円とし、平成27年度年割額を397万5,000円、酒々井消防署庁舎耐震改修及び増改築工事の総額を2億4,212万4,000円とし、平成27年度年割額を9,508万4,000円にいたそうとするものでございます。

次に、議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計予算についてでございますが、予算書の7ページをご覧ください。

2の歳入ですが、1款分担金及び負担金は、39億2,982万7,000円で、前年度と比較して、1億778万9,000円の減額でございます。

1項1目常備消防費分担金につきましては、36億785万8,000円で、前年度と比較して1億4,126万7,000円の減額でございます。

1項2目長期債償還分担金につきましては3億1,451万円で、前年度と比較して3,600万6,000円の増額でございます。

2項1目庁舎建設費負担金につきましては745万9,000円で、前年度と比較して252万8,000円の減額で、酒々井消防署庁舎の耐震改修及び増改築工事に係る負担金でございます。

2款使用料及び手数料につきましては200万円で、危険物申請手数料等の収入見込額でございます。

9ページをご覧ください。

9款諸収入につきましては1億7,777万2,000円で、前年度と比較して1億7,077万1,000円の増額で、内訳といたしましては退職手当負担金還付金、保険事務手数料等及び高速自動車国道救急業務支弁金でございます。

10款組合債につきましては3億6,520万円で、前年度と比較して7,370万円の増額でございます。

内訳といたしましては、説明の欄に記載のとおり神門出張所の高規格救急自動車、酒々井消防署の消防

ポンプ自動車及び志津南出張所のはしご付消防ポンプ自動車の購入事業、並びに酒々井消防署庁舎耐震改修及び増改築工事及び監理業務委託によるものでございます。

続きまして、3の歳出についてでございますが、10ページをご覧ください。

1款議会費につきましては156万7,000円で、前年度と比較して6,000円の減額でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。

2款総務費は64万3,000円で、前年度と比較して19万6,000円の減額でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

3款消防費は41億5,608万4,000円で、前年度と比較して5,239万8,000円の増額でございます。

消防費のうち、1項1目常備消防費につきましては40億5,702万5,000円で、前年度と比較して1億842万6,000円の増額でございます。

続きまして、17ページをご覧ください。

1項2目庁舎建設費につきましては9,905万9,000円で、前年度と比較して5,602万8,000円の減額でございます。

内訳につきましては、酒々井消防署庁舎耐震改修及び増改築工事監理業務委託及び工事でございます。

4款公債費につきましては3億1,451万1,000円で、前年度と比較して3,600万6,000円の増額でございます。

続きまして、別冊の平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算案資料の3ページをご覧ください。

2歳出予算性質別状況の表中、常備消防費で人件費が32億8,560万1,000円で、構成比は81.0%を占めております。

続きまして4ページをご覧ください。

4分担金及び負担金算出割合の(1)常備消防費分担金・庁舎建設費負担金の表中、構成市町別の割合でございますが、平成26年度の消防費にかかる基準財政需要額の割合で算出した結果、佐倉市が60.66%、八街市が28.47%、酒々井町が10.87%でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

5主要事業の概要(1)常備消防費の主な事業は、志津南出張所のはしご付消防ポンプ自動車、神門出張所の高規格救急自動車及び酒々井消防署の消防ポンプ自動車の購入事業をそれぞれ行おうとするものでございます。

入校及び研修では、消防大学校が5人、消防学校が32人、6ページをご覧ください。救急救命士研修が1人等でございます。

また、ちば消防共同指令センター運営経費負担金は4,288万7,000円でございます。

続きまして、(2)庁舎建設費では酒々井消防署庁舎の耐震改修及び増改築工事を平成26年度に続き、2か年の継続費で行おうとするものでございます。

なお、予算書の18ページ以降に記載しております給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に

関する調書及び地方債に関する調書につきましては記載のとおりでございます。

次に、議案第3号から議案第8号につきましては人事案件ですので細部の説明について省略をさせていただきます。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第1号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(桐生政広) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の採決

○議長(桐生政広) 議案第3号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桐生政広) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(桐生政広) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◎議案第4号の採決

○議長(桐生政広) 議案第4号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桐生政広) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(桐生政広) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◎議案第5号の採決

○議長（桐生政広） 議案第5号 情報公開審査委員の委嘱についてでございます。  
お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 情報公開審査委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎議案第6号の採決

○議長（桐生政広） 議案第6号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。  
お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎議案第7号の採決

○議長（桐生政広） 議案第7号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。  
お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎議案第8号の採決

○議長（桐生政広） 議案第8号 個人情報保護委員の委嘱についてでございます。

お諮りいたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 個人情報保護委員の委嘱について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

---

#### ◎一般質問

○議長（桐生政広） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号1番、柏木恵子議員の質問を許します。

柏木恵子議員。

(議席番号1番 柏木恵子 登壇)

○1番（柏木恵子） 議席番号1番、柏木恵子でございます。社会福祉施設の防火対策について質問をさせていただきます。

社会福祉施設はお年寄り、子どもや障害のある方々に福祉サービスを提供することから、多くの方が利用をされています。

しかし、平成25年2月に長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災により、死者5名、負傷者7名を出す惨事が発生いたしました。

この火災を踏まえ、消防法令の一部が改正された内容が消防組合のホームページに掲載されています。

内容を確認しますと、社会福祉施設等の用途の変更やホテル、病院及び社会福祉施設等に対する消防用設備の設置基準の見直しがされています。

そこで、今回の消防法令の改正に伴う社会福祉施設等の防火対策について、改正内容と消防組合の取り組みについてお聞かせください。

○議長（桐生政広） 答弁にあたり、執行部より資料の配付をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

○議長（桐生政広） 予防課長。

（予防課長 石井美智夫 登壇）

○予防課長（石井美智夫） 予防課長の石井美智夫です。柏木恵子議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の消防法令の一部改正につきましては、消防法施行令別表の一部改正及びスプリンクラー設備等の設置基準の見直しがなされ、平成27年4月1日に施行されるものでございます。

はじめに、お配りいたしました資料の1枚目をご覧ください。

消防法上の用途区分について参考までにご説明しますと、利用する者の実態や火災の危険性に依りて用途が区分され、消防法施行令の別表第一に20項目の分類がなされております。法令上不特定多数の者の利用がある施設については他の用途と比較して、消防用設備の設置基準や防火管理等において規制が厳しくなっております。

次に、今回の用途区分の一部改正についてご説明いたします。2枚目の資料につきましては6項口の旧基準と新基準、3枚目につきましては6項ハの旧基準と新基準を記載しております。

3枚目の資料の旧基準とされていた消防法施行令別表第一6項ハの軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護を行う施設のうち、自力で避難することが困難な要介護者の入居又は宿泊が常態化している施設を新基準の6項口の用途とし、また、福祉関係法令に位置付けられないもので、入浴、排泄又は食事の介護を行う施設などを、その他これらに類するものに区分され、乳児若しくは幼児等に保育所に類似するサービスを提供し宿泊が伴うものも6項口に区分され、それ以外は6項ハに位置付けられました。

続きまして、消防用設備の設置基準の見直しについては、6項口に分類された要介護者を入所させている施設については延べ面積275平方メートル以上の防火対象物はスプリンクラー設備の設置が必要とされておりましたが、改正後は延べ面積に関係なくスプリンクラー設備の設置が必要となります。

また、自動火災報知設備については、ホテル、旅館の5項イ又は病院、診療所等の6項イ及び6項口以外の福祉関係施設である6項ハにおいて、宿泊又は入所を伴う施設については延べ面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要となります。

引き続きまして、改正に伴う消防組合の取り組みについてご説明をさせていただきます。

改正法令等の事業所への周知等については、現在、当消防組合のホームページに内容を掲載しております。

また、立入検査の機会を捉え、法令改正の趣旨を関係者に周知していきます。

更には消防法令の一部改正において用途区分を6項ハとしていた防火対象物が、要介護区分等の人数に

よっては6項口となることなどから施設の実態を把握しなければなりません。そのため、当消防組合では立入調査を平成27年1月15日から実施しております。

以上で答弁を終わりにさせていただきます。

○議長（桐生政広） 柏木恵子議員。

○1番（柏木恵子） ありがとうございます。

現在、消防組合管内において法令改正による該当施設数ほどのくらいかお聞かせください。

また、消防組合としての問題点及び社会福祉施設等の防火対策について具体的にお聞かせください。

○議長（桐生政広） 予防課長。

○予防課長（石井美智夫） 予防課長の石井美智夫です。お答えします。

当消防組合管内で、法令改正に伴いまして該当する施設数についてのご質問ですが、現在、消防組合管内全体で181施設を調査対象施設として把握しております。

法令改正に伴う問題点についてですが、調査該当施設について実態把握しなければならないことから、立入検査等において施設関係者の立ち合いや関係書類等の閲覧、また必要に応じて関係福祉部局への情報提供を依頼することなど、調査等に時間がかかることが想定されます。

次に、社会福祉施設等の防火対策についてですが、防火管理者の選任及び消防計画の届出、火気使用設備及び消防用設備等の維持管理、また消防訓練の実施などが適正に行われることが大切です。

社会福祉施設等で過去に発生した火災で、多数の死傷者が発生した一つの原因として、夜間における防火管理体制の不備が問題となりました。そのため、夜間における防火管理体制の構築や夜間の火災発生を想定した訓練の実施が必要となります。

当消防組合としては、立入検査等の機会を捉え、夜間の防火管理体制の強化や自主防火管理が適正に整備されているかなど、今後も指導を徹底していく所存でございます。

以上で、答弁を終わりにさせていただきます。

○議長（桐生政広） 柏木恵子議員。

○1番（柏木恵子） ありがとうございます。社会福祉施設等の防火対策の重要性と消防組合の取り組みにつきまして改めて理解をさせていただきました。また消防職員は火災、救急出動等の現場活動と、さらにこのような立入検査を行うなど、大変なお仕事をされていることもよくわかりました。

今後も市民・町民の安心安全のためにご尽力いただきますことをお願いして私の質問を終わらせていただきます、ありがとうございました。

○議長（桐生政広） これにて、議席番号1番、柏木恵子議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、議席番号7番 林 政男議員の質問を許します。

議席番号7番、林政男議員。

（議席番号7番 林 政男 登壇）

○7番（林 政男） 質問の機会をいただきましたので、質問をさせていただきます。今回は安心な救急体制の構築についての観点からご質問をさせていただきます。

佐倉市八街市酒々井町消防組合の平成 26 年消防年報によりますと、管内の平成 25 年中における救急業務実施状況は、出場件数 1 万 1,639 件、不搬送件数 1,362 件、搬送人員 1 万 443 人であり、1 日平均 31.9 件、前年が 30 件、約 45 分に 1 回、前年が約 48 分に 1 回の割合で救急隊が出場し、構成市町の住民全体の約 26 人に 1 人が搬送されたことになり、前年と比較すると出場件数 588 件、5.3%が増加し、搬送人員においても 379 人と 3.8%増加しています。

また、平成 26 年の消防庁の救急業務実施状況調査によれば救急自動車の現場到着時間は前年の 8.3 分から 8.5 分であり、病院収容所要時間は前年の 38.7 分から 39.3 分となっており、年々より時間を要しております。

そこで当組合管内の救急車現場到着時間、病院収容所要時間はどのようになっているのかお聞かせください。あわせて全国平均との違いは、どのようになっているのかお聞かせください。

○議長（桐生政広） 警防課長。

（警防課長 太田文和 登壇）

○警防課長（太田文和） 警防課長の太田文和でございます。林 政男議員の質問にお応えいたします。

平成 25 年中の当消防組合管内における救急自動車の現場到着所要時間の平均につきましては、8.6 分であり、前年と比較して 0.4 分、全国平均と比較して 0.1 分、時間を要している状況でございます。

また、医療機関収容所要時間の平均につきましては 47.5 分であり、前年と比較して 2.4 分、全国平均と比較して 8.2 分、時間を要している状況であります。

以上で答弁を終わりにさせていただきます。

○議長（桐生政広） 林 政男議員。

○7 番（林 政男） ただ今の答弁で、救急車の現場到着時間が 8.6 分で全国平均よりも 0.1 分、病院収容所要時間は 47.5 分と全国平均よりも 8.2 分時間を要しているとのことでした。

そこでお尋ねをいたします。

傷病によっては、1 分 1 秒を争うこともございます。隊員の方も時間短縮に大変努力されていることとは思いますが、どのような努力をされているのかお聞きしたいと思います。また、近年、救急車の救急走行時の通過地点を医療機関に伝える車両通行管理システム MOCS と、救急車が走行する際、信号機制御で交差点を優先的に通過させる現場急行支援システム FAST を統合した救急搬送システム M-MOCS が導入、運用されていると聞いていますが、当組合管内の整備状況はいかがかお尋ねをいたします。

○議長（桐生政広） 警防課長。

○警防課長（太田文和） 警防課長の太田文和でございます。答弁にあたり、資料の配付について許可をお願いいたします。

○議長（桐生政広） 資料の配付を許可いたします。

○警防課長（太田文和） お答えいたします。

救急自動車の現場到着所要時間及び医療機関収容所要時間を短縮する方策につきましては、ちば消防共同指令センターと連携し指令システムの地図情報及び車両動態管理を有効活用するとともに、引き続き管

内の地理、水利調査を定期的実施し、消防対象物、道路事情等の把握に努め、安全かつ迅速に現場到着するため適切なルート選定を行っております。

また、救急隊の出動が集中し出動可能隊の減少に対応するため、消防本部職員又は非番員の招集により非常用救急自動車を運用し救急隊の増隊を図っております。

更に、傷病者の重症度及び緊急度判定を迅速確実に行うため救急隊員の観察能力の向上に努め、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会救急活動プロトコル、千葉県の上病者の搬送及び受入の実施に関する基準、並びにインターネット端末により医療機関の応需情報が閲覧できるちば救急医療ネットを有効活用するとともに、各医療機関との連携強化を推進し収容医療機関決定までの時間短縮に努めております。

また、平成16年3月から千葉県警察本部交通管制センターが運用いたします救急搬送支援システム、通称M-MOCSにより救急自動車が通過する交差点の信号機を青信号で通過できるよう優先的に制御することで搬送時間の短縮が図られるとともに、救急隊の名称、通過位置等の情報が収容医療機関へ送信され効率的な受け入れ準備が実施されております。

千葉県内における運用状況につきましては、現在のところ3次救急医療機関の日本医科大学千葉北総病院、成田赤十字病院及び亀田総合病院の周辺で運用されており、当消防組合管内の設置場所につきましては配付資料に記載のとおり、日本医科大学千葉北総病院への搬送ルートとなり得る佐倉市内13箇所の交差点に設置されております。

以上で答弁を終わりにさせていただきます。

○議長（桐生政広） 林 政男議員。

○7番（林 政男） 答弁ありがとうございます。

ただいまご紹介がありましたように、当管内はM-MOCS、メディカルモバイルオペレーションコントロールシステムが導入されております。これらを活用して1分1秒でも早く傷病者が病院に収容されるようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（桐生政広） これにて、議席番号7番、林 政男議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎閉会の宣言

○議長（桐生政広） 以上をもちまして、平成27年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時07分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長            桐   生   政   広

署名議員        中   田   眞   司

署名議員        林            政   男